

◇大阪市児童手当法施行細則の一部を改正する規則

- 1 児童手当に係る保育料の特別徴収等について、規定を整備することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、令和８年９月１日から施行することにしました。

(こども青少年局子育て支援部管理課)